

専決処分報告（損害賠償及び和解）

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、本市の業務に関して発生した事故27件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成30年7月25日 札幌市南区在住者	平成30年7月3日、札幌市南区北ノ沢において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	22,981円
2	平成30年7月30日 札幌市豊平区 誉観光株式会社	平成30年6月29日、札幌市中央区南1条東3丁目において、本市の消防車両が、停車中の相手方の自動車を接触したもの	55,706円
3	平成30年8月7日 札幌市北区在住者	平成30年7月19日、札幌市北区北25条西6丁目において、本市の農政業務用のレンタカーが、停車中の相手方の自動車を接触したもの	306,234円
4	平成30年8月8日 江別市在住者	平成30年7月5日、札幌市東区東雁来9条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	23,198円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
5	平成30年8月8日 江別市在住者	平成30年7月5日、札幌市東区東雁来9条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	8,440円
6	平成30年8月9日 札幌市豊平区在住者	平成30年7月5日、札幌市南区真駒内南町6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	109,728円
7	平成30年8月15日 札幌市白石区 ニッポンレンタカー 北海道株式会社	平成30年7月24日、札幌市中央区盤渓において、本市の税務用のレンタカーが路面に接触し、当該レンタカーが損傷したものの	20,000円
8	平成30年8月15日 札幌市白石区 ニッポンレンタカー 北海道株式会社	平成30年7月25日、札幌市厚別区もみじ台西6丁目の本市が管理する公園の駐車場内において、本市の税務用のレンタカーが石垣に接触し、当該レンタカーが損傷したものの	20,000円
9	平成30年8月16日 札幌市手稲区在住者	平成30年7月13日、札幌市手稲区曙5条3丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの	38,800円
10	平成30年8月16日 札幌市手稲区 有限会社イー・アセット	平成30年7月13日、札幌市手稲区曙5条3丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したものの	359,489円
11	平成30年8月17日 札幌市手稲区在住者	平成30年7月5日、札幌市東区東雁来9条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	36,847円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
12	平成30年8月17日 札幌市北区在住者	平成30年7月25日、札幌市北区あいの里1条6丁目において、本市が管理する道路を歩行中の相手方が、当該道路上の浮き上がったグレーチングにより転倒し、負傷したものの	6,700円
13	平成30年8月20日 札幌市北区在住者	平成30年4月12日、札幌市中央区南10条西21丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	213,948円
14	平成30年8月28日 江別市在住者	平成30年7月5日、札幌市東区東雁来9条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	18,079円
15	平成30年8月28日 札幌市東区在住者	平成30年7月8日、札幌市東区丘珠町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	10,044円
16	平成30年8月29日 札幌市白石区在住者	平成28年10月26日、札幌市白石区北郷5条6丁目において、本市の職員が相手方の自動車に接触し、当該自動車が損傷したものの	46,634円
17	平成30年9月12日 札幌市東区在住者	平成30年7月29日、札幌市東区東苗穂12条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の陥没箇所により損傷したものの	57,119円
18	平成30年9月13日 札幌市中央区 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団	平成30年6月27日、札幌市厚別区厚別町小野幌において、相手方の建物の窓ガラスが、市立中学校の部活動中のそれた送球により損傷したものの	12,960円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
19	平成30年9月13日 札幌市白石区在住者	平成30年7月19日、札幌市白石区本通18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路の雨水 ^{ます} 枿と当該道路の接続部分に生じた段差により損傷したもの	10,135円
20	平成30年9月17日 札幌市白石区在住者	平成30年8月6日、札幌市豊平区美園12条6丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、歩道の勾配により損傷したもの	112,354円
21	平成30年9月21日 札幌市白石区在住者	平成30年8月27日、札幌市西区発寒14条13丁目において、本市の消防業務用の自動車が、駐車中の相手方の自動車に接触したもの	93,960円
22	平成30年10月3日 札幌市清田区在住者	平成30年6月12日、札幌市清田区清田3条3丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	266,600円
23	平成30年10月4日 札幌市中央区在住者	平成29年11月12日、札幌市南区白川において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の障害物により損傷したもの	122,772円
24	平成30年10月10日 札幌市東区在住者	平成30年8月19日、札幌市西区琴似2条7丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、破損した歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したもの	19,364円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
25	平成30年10月11日 札幌市北区在住者	平成30年9月24日、札幌市豊平区平岸6条17丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路の雨水 ^{ます} 柵と当該道路の接続部分に生じた段差により損傷したものの	82,512円
26	平成30年10月15日 札幌市北区在住者	平成30年9月22日、札幌市北区太平5条3丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、破損した歩道の縁石から露出した鉄筋により損傷したものの	64,800円
27	平成30年10月18日 札幌市豊平区在住者	平成30年9月17日、札幌市豊平区平岸7条14丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の障害物により損傷したものの	143,414円